

## 理 事 会 議 事 錄

1. 開催日時 2019年10月6日（日） 14時00分

2. 開催場所 豊川市伊奈町古当1-8

3. 出席理事 孫勇一、出来可之、村松裕仁、井上隆紀、春田隆志、鈴木英孝、  
小野田敦、神谷淳一郎、及部和之、富安宏光、山内啓史、波多野晃大、  
武藤可憲、田中淳嗣

4. 欠席理事 小澤貞夫、深谷忠介、松川善政

5. 定足数 理事総数17名、出席理事14名であり、本理事会は定足数を満たした。

6. 議長選出 議長に理事長の孫勇一を選出した。

### 7. 決議事項

第一号議案 小坂井Football Club Junior 後援会解散の件

#### 【発議の経緯】

本クラブは今年で創立42年を迎え、現在ではシニア・社会人・Juniorの3セクションを抱える大きな組織となった。Juniorではその長きにわたり子どもの育成の陰で、保護者の大きな援助のおかげで活動自体をスムーズに実施してきたのも事実である。

しかしながら、数十年の時の流れとともに組織の形態はもとより、人々の思考やスポーツに関わる形態を含め時代の変化は激しく流動しているようである。

そのような時代背景の中において、Junior後援会が保護者の負担になることを危惧し、今後10年・20年先の小坂井FCの活動を見据え、Junior後援会のあるべき姿を理事で協議および決議するに至った。

#### 【理事の意見】

- ① そもそも小坂井FC Juniorは子どもたちの育成を目的としており、その活動において、保護者へ後援会という枠組みの名目のもと、過度に負担を強いているのではないか？
- ② ライフスタイルの多様化が散見されるなかにおいて、組織の存在自体が子どもたちのサッカーをする機会を奪うものであってはならないし、保護者の参加意欲にブレーキをかけるものであってはならない。
- ③ スタッフで出来ることはスタッフで行い、どうしても無理なことのみ保護者に依頼する

形式の方が保護者の方々も動きやすいのではないか。

- ④ 子どもが当クラブに所属しているからと言って、保護者まで強制的に後援会に加入するのは現代の流れに逆行している。

#### 【決議の根拠】

小坂井Football Club Junior 後援会規約

第7章 規約の変更、解散及び合併

(規約の変更)

第39条 本会が規約を変更しようとするときは、小坂井FC理事会の承認を得なければならない。

(解散)

第40条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 小坂井FC理事会の決議

(残余財産の帰属)

第41条 本会が解散したときに残存する財産は、小坂井FCに寄付をする

以上、【発議の経緯】【理事の意見】【決議の根拠】を議論し、小坂井Football Club Junior 後援会解散の件を議場に諮ったところ、2019年度末をもって解散することで全員意義なく可決決定した。

議長は議場に全部を終了した旨を告げ、15時00分に閉会を宣した。

2019年10月12日

議長理事

孫 勇一



出席理事

出来可之



出席理事

及部和之



出席理事

井上 隆紀

